

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

区 分	R4	判 断 基 準	
		黄色信号 (早期健全化基準)	赤信号 (財政再生基準)
実質赤字比率※	— (3.43%の黒字)	15.0	20.0
連結実質赤字比率※	— (4.77%の黒字)	20.0	30.0
実質公債費比率	7.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (124.4%の黒字)	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため「—」とし、() 内は参考数値として表示しています。

・実質赤字比率

一般会計等の「実質赤字額」を町の一般財源（町税、普通地方交付税など）の規模を表す「標準財政規模」で除した比率であり、赤字の深刻度を表した比率です。この比率が高いほど赤字の解消が難しくなりますが、本町の R5 年度決算では実質赤字は生じておりません。

・連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計等であったのに対し、特別会計を含めて算定します。実質赤字比率同様、この比率が高いほど総収入に対しての赤字の解消が難しくなりますが、本町の R5 年度決算では連結実質赤字は生じておりません。

・実質公債費比率

町の単年度の収入規模に占める借金返済額の割合で、過去 3 年間の平均で算出します。本町は R5 年度 7.4%であり、今後も適正な比率を維持するよう努力していきます。

この比率が 18%を超えると起債（借金）する際に許可が必要となる「許可団体」に、25%を超えると、財政健全化の計画策定が義務づけられる「早期健全化団体」となります。

・将来負担比率

一般会計の借金がその会計の標準財政規模の何年分であるかを表しています。100%が 1 年分に相当し、標準財政規模の 3 年半分以上の借金があると黄色信号となり、前述の「早期健全化団体」となります。

本町の R5 年度決算では将来負担比率は生じておらず、将来に向かって借金は少なく良好な状況であるといえます。

2 資金不足比率

区 分	R4	経営健全化基準
簡易水道特別会計 ※	— (9.44%の黒字)	20.0
公共下水道特別会計※	— (19.64%の黒字)	20.0

※両会計とも資金不足額がないため「—」で表示しています。

・資金不足比率

実質赤字比率を公営企業会計に当てはめて考えた数値です。本町は簡易水道と公共下水道の特別会計があり、それぞれに係る資金不足額（赤字額）を事業規模に対する比率で表しています。